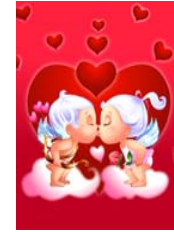


◆◆◆ 貴重なご意見ありがとうございました ◆◆◆

皆さんからのご意見にお答えします。 (2013年 1~2月分)



投書内容	回答
<p>チラシも商品の売り出し期間の間はどこかわかるところに保管してください。</p> <p>1 (新聞の~2週間前までのラック等) 一人暮らしにチラシは必需品です。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 チラシ等は管理が煩雑になるため、保管はしておりません。 一人暮らしをされていると家計の管理等も大変かと思いますが、新聞を購読していなくてもチラシを見ることが出来る手段は多くあります。スマートフォンのアプリ・インターネットのサイト等で閲覧可能です。また、よく行かれるスーパー等でもチラシをもらうことができるかと思ひます。 図書館がみなさまにご提供させていただくのは、学術情報・資料となっておりますので、ご了承ください。</p>
<p>「コピー機の件について」</p> <p>2 普通の私物についてもコピーさせてください(°Д°)</p>	<p>図書館に置いてあるコピー機は、著作権法第31条に基づいて設置されておりますので、範囲外にあたる私物のノートやプリントのコピーはお断りさせていただいております。ちなみに、範囲内のものとは、「図書館等の図書、記録その他の資料」になります。 また、図書館の資料をコピーする時には、コピー機の横においてあります「複写申込書」をご提出いただくようになっております。コピーをする資料名、コピー枚数等を図書館が管理することによって、館内にコピー機を設置することができておりますので、ご理解・ご了承の程、お願いいたします。</p>

◆◆◆ 貴重なご意見ありがとうございました ◆◆◆

皆さんからのご意見にお答えします。 (2013年 1~2月分)



投書内容	回答
3 新聞等を見るところの机の数が少なく不便。	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>『今日の新聞』を置いてあるボックス前は、スペースの関係上、あれ以上机を置くことはできません。ご了承ください。</p> <p>新聞は、館内であればどこで読んでいただいてもかまわない、ということになっておりますので、どうぞご自由にお持ちになってご覧ください。</p> <p>なお、カフェテリアで読まれる場合は、飲み物等での汚損に、ご注意ください。</p>